

第159回千葉市情報公開審査会議事録

1 日時 : 令和4年1月20日(木) 午前10時00分～午前11時50分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥

3 出席者

(1) 委員

鶴見泰委員、大林啓吾委員、田部井彩委員、皆川宏之委員

(2) 事務局

石川市政情報室長、北島主査、山崎主任主事

4 議事

(1) 諮問事項の審議

ア 諮問第60号

令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙における公職選挙法に定める「開票録」、「投票録」及び「開票に関する書類」に係る部分開示決定について

(ア) 審査請求人の意見陳述

(イ) 審議【非公開】

イ 諮問第61号

千葉市内のクラスター発生施設名の公表に係る部分開示決定について【非公開】

(2) その他

5 議事の概要

(1) 諮問事項の審議

ア 諮問第60号

審査請求人の意見陳述を行った。

イ 諮問第61号

委員間で意見交換をした。

(2) その他

今回の開催について、別途調整し、後日連絡することとした。

6 会議経過（諮問事項の審議については非公開）

◆審査請求人の意見陳述

（審査請求人、傍聴人 入室）

（鶴見会長） ただいまから、諮問第60号について、審査請求人の意見陳述を行います。

審査会の運営の都合上、審査請求人に発言していただく時間は、30分程度でお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

（審査請求人） 審査会の委員の先生と直接お話しする機会がなかなかなくて、8月に口頭意見陳述の機会をいただいたときに、コロナの関係で、事務局経由で連絡させていただくということがありまして、事務局の方には失礼に当たることなのですけれども、念のため書類が届いているかどうかを、直接、委員の先生と確認させていただきたいと思います。

メインのものは、今から読み上げてまいります。

まず、審査請求書。これは、一昨日付で訂正されたものです。審査請求書の2022年1月18日訂正版というもの。

それから、その請求書に附属して、附属書類が2つありまして、1つは、私が書いた開示請求書。もう1つは、それに対する処分庁の開示決定通知書と部分開示決定通知書で、これがメインのものです。

それ以外にも細かいものがあるのですけれども、私が今日の時点で重要だと考えているものが反論書です。それから、口頭意見陳述の聴取結果記録書。それから、それを音声データで私のほうにいただいておりますので、聴取結果記録書は、要点しか書いてありませんで、細かい言い回し等、審査の上で必要な場合は、音声データも参照いただきたいということで、それが届いているかどうかの確認です。

特に、投票立会人が就任する際に、氏名が開示される可能性があるということを確認しているかというくだりが、口頭意見陳述のところであったのですけれども、そこで、うまく真意が伝わっていない可能性があるのも、もし、開かないという方向であるならば、そこはぜひ聞いていただきたいなというふうに思っております。

それから、証拠書類に関しては、3種類ありまして、1つは、かなり以前に提出した2

021年6月10日のもの。それから、あとの2つの証拠書類に関しては、一昨日提出させていただいたものになります。

証拠書類の3号に関しては、これらは、他の自治体で、投票立会人、それから開票立会人、それ以外にもかなり細かいデータを「選挙の記録」、もしくは「選挙の結果調」として開示によることなく自主的に公表しているという、そういう例の情報（証拠）になります。

最後、書類の確認なのですが、証拠書類の4号、これは枝番が1から12までありまして、これは千葉市の選挙で、過失による誤りですとか、少なくとも1件は故意による不正があったというデータで、私が開示を請求している背景にある考え方などを追加で具体的に示したものになります。

以上の書類、もし届いていないようであれば、教えていただきたいのですけれども。

（鶴見会長） 大丈夫ですね。

（石川市政情報室長） 音声データという発言がありましたが、それは届いていません。

（審査請求人） では、次に、私、USBメモリを、Zoomとお聞きしたので、差して画面共有でやるつもりだったのですけれども、外部のUSBメモリは差せないということでしたので、私のコンピューターを横に置いて、読み上げながらやっていますので、そちらの先生方に私が何をしているのか分かりづらいかもしれないのですけれども、ご了承ください。

私が申したいことは、せっかく対面で、Zoomにはなってしまったのですけれども、対面で委員の先生とお話できる貴重な機会ですのでお願いしたいことがありまして、具体的には、審査会の調査権を利用して、審査関係人への答申の案文提示と、案文に対する審査関係人の意見調査をしていただけるとありがたいということです。

これは、千葉市情報公開条例第21条、審査会の調査権限を定める条項の第4項及び直後の第22条、これは調査会の調査審議の手続を定めるもので、その1項に基づいて、これは可能なのではないかなというふうに思っております。

私自身も審査関係人、つまり、私や処分庁に対して、事前に案文を提示して、その意見を聞くという例は存じ上げていないのですけれども、結局、裁判に至る前に、お詳しい委員の先生方の見解を聞いておいたほうが、市民としては、何というのでしょうか、行政不服、仮に私の言い分が通らなかったとしても、理由を知って、納得して、受け入れることができるのではないかなと思いますので、言い足りないこととか、処分庁は言っていなかった

のだけれども、新たに審査会の先生が、いや、これは問題だと思って、その問題に基づいて、私の請求を受け入れないということになると、納得がいかないし、裁判になるとまた手間もかかるので、可能であれば、このような論点があるのだけれども、そして、審査会としては、このようにこの論点については考えているのだけれども、審査請求人としては意見はあるかというのを聞いていただければ、これは法律が許容する体裁は取れると思うので、ぜひ、そこはお願いしたいと思います。

これは言うかどうか迷ったのですけれども、私が、もし処分庁で、どうしても開示したくない理由があるのであれば、私は別の理由でもって、こうこうこういう理由だから開示しないと言えそうなところがあるかなというふうには思っています。ただ、立場上、それが言えないので、もし審査会の先生方がその辺はお気づきになって、そういうふうにするのであれば、さらにそれに対して私の反論がありますので、特にその辺に関して言いたいということです。もちろん、私の請求の趣旨を全部、是認していただけるのであれば、そのようなことは必要ありません。

また、処分庁のほうとしても、何か言いたいことがあって、お互い納得いかないまま終わるよりは、そういうことが可能ならば、ぜひやっていただけたらなというふうに思っております。

ちなみに、先ほど述べた、この根拠となる千葉市情報公開条例第21条の4項というのは、「第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。」というふうにあります。同様に、直後の22条の1項には、「審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。」で、これも1回とは書いていないので、今言った手続が可能ではないかなと思います。

つまり、まとめますと、最初に申したとおりで、審査会の調査権を利用して、審査関係人への答申の案文提示と、案文に対する審査関係人の意見調査をしていただけるとありがたいというふうに思います。これが1点目で、予定していたテーマです。

今25分ですので、9分ぐらい使いました。

それから、2点目なのですが、これは私にとっては不服なのですが、もし不服な状態でも少しお願いがありまして。2点目は、委員の先生方の意見が割れた場合は、

「委員意見」もしくは「附言」、もしくは、「なお、念のため」書き等を答申に記載していただき、答申に余韻を残していただけたらありがたいというふうに思います。

裁判官の先生も、委員の多数決では私の意見が通らなかったけれども、たとえ少数意見であっても裁判官が、その少数意見よいなと思えば、裁判に行ったときに、私の請求が入られる可能性もありますので、ちょっとお手数をかけてしまうのですけれども、ぜひお願いしたいと。

具体的には、委員意見を述べた実例というのが、世田谷区行政不服審査会答申118号（令和3年10月4日付）にありまして、これは諮問内容が「「新型コロナウイルス感染症に関する文書」に係る行政情報一部開示決定処分に対する審査請求」というもので、結論は一部認容しているものであります。

そこで、委員の少数意見が記載されていて、私はすごく勇気づけられたので、もし、時間的に余裕があるというか、可能であれば、ぜひ委員意見も千葉市のほうでやっていただけたらありがたいと思います。もちろん、私の請求を是認していただけるのであれば、そして委員の意見が割れないのであれば、委員意見は必要ありませんけれども、可能ならば、よろしくお願いしたいということです。

ここからは、書面の陳述をして、可能であれば、各論点についての各委員の、先生方の賛否及び理由並びに参考となる情報を聞ければなというふうには思っております。

【審査請求書の内容】

第9 審査請求の理由_その1_本件文書の全部を開示する必要性及び許容性

1 結論

(1) 審査請求人が「令和01年07月21日執行参議院議員通常選挙に係る公職選挙法施行令74条、第76条、及び第77条に定める『開票録』、『投票録』及び『開票に関する書類』」の全部の開示を求めたところ、本件処分庁は「開票立会人である個人の氏名及び印影」等を開示しないこととし、その理由について、いずれも「千葉市情報公開条例第7条第2号本文前段」に「該当」すること、即ち、「開票立会人である個人の氏名及び印影」等は、いずれも「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しない」ことを挙げた。

(2)しかるに、[憲法前文、15条1項、同3項、同4項、43条、44条、及び47条]、[公職選挙法（以下「公選法」又は「法」という。）1条、5条の2第3項等、6条2項、38条4項、52条、

62条3項乃至5項，66条，67条，69条，70条，71条，189条，237条，及び238条]，[公職選挙法施行令（以下「公選法施行令」，「施行令」又は「令」という。）34条，74条，76条，及び77条]，[公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）（以下「公選法施行規則」，「施行規則」又は「規則」という。）14条並びに別記24号様式（投票録の様式）その1乃至その3及び別記26号様式（開票録の様式）その4]，[行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号ハ]，及び[地方公務員法3条3項3の2号]が規定する制度・趣旨・精神等に鑑みて，本件文書の全部を開示する必要性及び許容性があるから，次項及び次々項で詳述する理由により，不開示とされた立会人（次項）の情報については[条例7条2号但書ウ，同但書ア，又は条例9条]を適用して，不開示とされた選挙人（次々項）の情報については[条例7条2号但書ア，又は条例9条]を適用して，本件処分庁は，これらの情報の全部を開示する決定をするべきである。

2 立会人について．

(1) [条例7条2号但書ウ]該当性について．

ア 立会人は[同号但書ウ]に規定する「公務員等」であり，本件不開示情報は「その職務の遂行に係る情報」であって「当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分」であるから，[同号但書ウ]に該当する（[条例7条2号但書ウ]，[行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号ハ]，並びに[地方公務員法2条]，[同法3条1項]及び[同条3項3の2号]参照。特に，[地方公務員法3条3項3の2号]に，「開票立会人」及び「投票立会人」が特別職の公務員であることが明記されている。）。

従って，本件処分庁は，これらの情報を全部開示する決定をするべきである。

イ なお，公選法及び公選法施行令（以下「公選法施行令」，「施行令」又は「令」という。）等の法令により，開票立会人は投票を点検し（[法66条2項]）意見を述べ（[法67条]）署名・押印する（[法70条]及び[令76条1項]，[規則14条]及び[規則別記26号様式]等）ことが職務として法定されており，署名・押印してそれらの公文書に法的効果を付与することそれ自体も立会人の職務であって，本件不開示部分が，[条例7条2号但書ウ]に該当することは明らかであるし，これらを不開示とすることは選挙人が立会人の署名・押印を確認することを不可能にすることであって，選挙人が立会人の職務を確認することを不可能にすることであるから，このような事態を避けるべきである。

ウ なお，印影の開示については，押印欄はあるが記名欄や署名欄がない公文書について，特にその開示の必要性が高いといえる。

(2) [条例7条2号但書ア]該当性について_その1 .

ア 立会人の氏名は[同号但書ア]の「法令……の規定により……公にすることが予定されている情報」である。

従って、本件処分庁は、これらの情報を全部開示する決定をするべきである。

イ なお、開票立会人は、開票管理者から独立した立場（※_1, ※_2）で、投票を点検し（[公選法66条2項]）意見を述べ（[法67条]）署名・押印する（[法70条], [令76条1項], [規則14条]及び[規則別記26号様式]等）ことが法定されており、開票立会人は、開票管理者に従属しその指揮命令に服する公務員ではなく、補助的業務のみに従事する公務員でもない。

従って、管理者の署名・押印のみでこれらの公文書に法的効果を付与することはできないというべきであって、立会人の署名・押印を管理者の署名・押印で代替することはできず、立会人の氏名は管理者の氏名とは独立して「公にすることが予定されている情報」である。

(※_1) 開票立会人が開票管理者から独立した立場で職務を遂行するべきことについて

例えば、開票立会人は「候補者の届出」に拠るのが原則であ（って、選挙管理委員会又は開票管理者に選任されるのは、「候補者の届出」にかかる開票立会人が3人に満たない例外的場合に限られ）ること（[公選法62条]）を、その根拠として挙げるができる。

少なくとも、本件開票立会人は、全て（又はほぼ全て）「候補者の届出」に係る開票立会人であって、選挙管理委員会又は開票管理者に選任された開票立会人はいない（又はごく少数）と推定される。

しかも、仮に、当該開票立会人が選挙管理委員会又は開票管理者に選任された開票立会人であっても、選任された後は選任権者であっても特段の理由なくその開票立会人を解任することはできず、「候補者の届出」に係る開票立会人と同様に、開票管理者から独立した立場で、投票を点検し（[公選法66条2項]）意見を述べ（[法67条]）署名・押印する（[法70条], [令76条1項], [規則14条]及び[規則別記26号様式]等）ことが法定されており、開票立会人は、開票管理者に従属しその指揮命令に服する公務員ではなく、補助的業務のみに従事する公務員でもない。

加えて、開票立会人は、その職務の遂行が正当である限り、必ずしも管理者の指示を受ける必要はなく、自発的に開票所内で独立して行動して開票事務を監視することがで

き、ときに、管理者と異なる意見を述べ、管理者の意思に反する声を上げ、開票録への署名を拒否することを盾にして、事実上、管理者（及び間接的にその指揮命令下の開票事務従事者）に対してその場で開票事務の改善を求めることができるのである（立会人が開票録への署名を拒否することの意義や、管理者（及びその指揮命令下の開票事務従事者）が立会人の正当な意見を無視することを実効的に阻止するための選挙事務の規定（[公選法施行規則（昭和25年総理府令第13号）14条]及び[別記26号様式（開票録の様式）その4]）が存在することについては、後述する。）。

(※_2) 開票録の法定公証文言及び開票録の構造並びにその意義について

「我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する」の法定公証文言（[公選法施行規則（昭和25年総理府令第13号）14条]及び[別記26号様式（開票録の様式）その4]参照）直下の立会人の署名を欠けば、当該開票録が真正であることを証明することができず、原則として、真正な開票録が作成されなかったとの法的評価を免れることができないというべきであって、当該法定公証文言直下の立会人の署名を欠いているにもかかわらず、当該開票録が真正であることを主張する者は、その者の負担においてそれを主張立証する責任を負うべきである。また、立会人の署名・押印を管理者の署名・押印で代替することはできないというべきである。

したがって、本件処分のように当該法定公証文言直下の立会人の署名を不開示とすることは、当該開票録が真正であることを選挙人に対して証明することを、処分庁である選挙管理委員会が自ら不可能とすることであるのみならず、立会人が職務を遂行したことを確認することを不可能にし、立会人が職務を怠ったとの疑い（[公選法238条]）をいたずらに生ぜしめ、ひいては立会人の名誉をも毀損することとなり、このような不開示処分を許すべき合理的理由は存在しない。

なお、最高裁は原審高裁判決を引用して「投票立会人及び開票立会人は選挙が自由且つ公正に行われるかどうかを監視するための必置且つ重要な機関であり、さればこそ法はその選任方法等についても詳細な規定を設けているのである」と述べており（[最高裁昭和24(オ)321_昭和25年09月08日第二小法廷判決・民集第4巻9号359頁（[原審_東京高裁昭和24(ナ)6_昭和24年11月21日第一民事部判決・高裁判例集第2巻3号480頁]）]参照）、立会人に選挙事務の監視権限があること及び立会人が必置かつ重要な機関であることを認めており、立会人の職務のうち少なくとも監視については単純に補助的業務であると評価することはできない。そして、立会人の署名・押印は、立会人による監視と

いう重要な職務が行われたことを端的に示すものであって、これを不開示とする合理的理由は示されていない。

(3)の1 [条例7条2号但書ア]該当性について_その2

ア 立会人の「党派」は[同号但書ア]の「法令……の規定により……公にすることが予定されている情報」である。

即ち、投票立会人の「党派」について[公選法38条4項]は「同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。」と、開票立会人の「党派」について[同法62条3項乃至5項]及び[9項]は「同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。」等と、それぞれ定めており、この規定に従って立会人が選任されたか否かを確認するために、立会人の「党派」は欠くべからざる情報であって、「公にすることが予定されている情報」である。

従って、本件処分庁は、これらの情報を全部開示する決定をするべきである。

イ なお、立会人の氏名及び「党派」が開示されることによって、立会人個人の政治信条が公になるが、投票立会人は各投票区において所属する「党派」を明らかにした上で自ら承諾して選挙管理委員会に選任されている者であり（[公選法38条1項]及び[4項]）又開票立会人は各開票区において「党派」の候補者を代表し自ら承諾して立会人になることを届け出ている者であって（[公選法62条1項]）、これを秘匿する私益は開示する公益に劣後することが明らかである（後記「[条例9条]該当性について」参照）。

ウ なお、同様に、候補者の氏名及び党派が開示されることによって、候補者個人の政治信条が公になるが、候補者は自ら候補者になることを届け出ている者であって、これを秘匿する私益は開示する公益に劣後することが明らかである（むしろ、候補者は選挙運動において自ら「党派」を喧伝するのが普通であって、「党派」を秘匿するのは「完全無所属（笑）」を喧伝する場合等の例外的場合に限られるというべきである。）。

そして、その「党派」を秘匿するべきか否かについて、公職選挙を「公明且つ適正」（[公選法1条]）に行う（又は行われたことを確認する）上で、候補者と立会人とでその開示・不開示の扱いを異にする理由は無い。

エ 加えて、選挙運動費用に係る寄附金又は寄附（無償労務提供等）について、1件1万円を超えるものは、その氏名のみならず寄附金額・住所・職業が選挙運動費用収支報告書に記載され公開される（[公選法189条]等参照）ことから、候補者との結び付きが寄附

者と同等又はより強いと思われる立会人の氏名を秘匿する私益は開示する公益に劣後することが明らかであって（後記「[条例9条]該当性について」参照），立会人の氏名及び「党派」は「公にすることが予定されている情報」である。

オ 更に加えて，一般職の公務員はその公権力の行使において政治的中立性が求められるのが原則である。

他方，特別職の公務員については，必ずしも政治的中立性を確保できない例外的な場合があるというのであるから，その者が公権力を行使する前提として，その者の政治信条を予め公にしておく必要があり，少なくとも，その政治信条が端的に表れる当該特別職の公務員の「党派」については，公職選挙において予め「公にすることが予定されている情報」というべきであって（例えば，中央選挙管理会の委員の選任と「党派」との関係について[公選法5条の2第3項]，地方公共団体の選挙管理委員会の委員について[地方自治法182条6項]及び[地方自治法施行令134条乃至136条の2]，投票立会人について[公選法38条4項]，開票立会人について[公選法62条3項，4項，5項，9項但書]等参照），立会人の氏名及び「党派」は「公にすることが予定されている情報」である。

(3)の2 [条例7条2号但書ア]該当性について_その3

「情報公開事務の手引（令和2年（2020年）版_千葉市総務局総務部政策法務課市政情報室_編集・発行）」（以下「千葉市事務手引」という。）33頁（[7条2号_趣旨及び解釈_8_(3)]）には，「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」とは次のような情報をいう。[ア]（略）[イ]個人が公にされることを了承し，又は公にされることを前提として提供した情報[ウ]乃至[エ]（略）」とあり，34頁（[7条2号_趣旨及び解釈_11_(3)]）には，「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の「氏名」については，本号ただし書のアの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」の規定により開示・不開示の判断を行う。」とあり，（このような条例の解釈の当否はともかく，これが適当であれば）これらの解釈と前記[(3)の1]（投票立会人（[公選法 38条1項]及び[4項]）及び開票立会人（[公選法62条1項]）はいずれも党派を明示した上で自ら「承諾」してその職についていることについて述べている。）とに照らせば，立会人の党派及び氏名は，「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」であり，[条例7条2号但書ア]に該当して，開示されることとなる。

(3)の3 [条例7条2号但書ア]該当性について_その4

[条例7条2号但書ア]の「公にする」との文言は、「職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない」と解するべきである。

即ち、「法令……の規定により……公にすることが予定されている情報」か否かの判断は、法令の規定に情報を積極的に公示・告示・公表すべきの直接的文言があるか否かとは必ずしも同一ではなく、即ち、法令の規定に直接的文言として公示・告示・公表が無い場合であっても、情報公開請求がされた場合の開示・不開示の判断において関係法令の趣旨及び精神に照らして「法令……の規定により……公にすることが予定されている情報」と解するべき場合があり、本件公文書に記載された公務員の氏名は、それに該当するため（後記「[条例9条]該当性について」参照）、開示されることとなる。

(3)の4 [条例7条2号但書ア]該当性について_その5

投票録・開票録・選挙録の閲覧によって国民が選挙結果を知ることは公選法の予定するところであり（なお、公選法6条2項「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように努めなければならない。」との規定は公選法の精神から当然に導かれることを、念のため記述した確認規定であって、仮に同条同項がなくても、国民が選挙結果を知ることは公選法の予定するところであるというべきである。）、公開法・公開条例制定前に国民がこれらを閲覧できなかったとは考え難く、公開法・公開条例制定前から国民がこれらを閲覧することは予定されていた。すなわち、これらは、法が公にすることを予定している情報である。

公開法・公開条例の制定により、却って、公開しないことになるのであれば、本末転倒で、公開法・公開条例の精神に反することは明らかである。

(3)の5 [条例7条2号但書ア]該当性について_その6

ア 投票録・開票録・選挙録は選挙人のために作成された法定記録文書であり、直接の当事者である選挙人がそれを閲覧することができるのは当然であり、その閲覧を制限される理由は無い。

イ 投票録・開票録・選挙録は、当該公職者の任期中選挙管理委員会で保管されるべきことが（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の特則として（なお、中央選挙管理会が保管する選挙録については、同法3条に「公文書等の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めると

ころによる。」との定めがあり、千葉市が保管する投票録・開票録・選挙録については、千葉市公文書管理規則（平成12年09月01日規則第93号）第7条に「公文書の保存期間は、別表の左欄に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間以上の期間とする。」との定め及び別表第7項第1号左欄（公文書の区分）に「法令等で保存期間が定められているもの」同右欄（保存期間）に「法令等の定める期間」との定めがある。）法定されており、少なくともこの期間中は選挙人がこれらを閲覧しうることを法が予定している。

また、これを前提として、即ち必要であれば投票録・開票録・選挙録を選挙人が任意に閲覧できることを前提として、特に告示によるべき必要性（効力発生日時確定の必要性や速報の必要性やそれらを擬制する必要性等）が大きいものが告示事項として法定されており、選挙に係る情報のうち、告示で不足する情報については、選挙人が投票録・開票録・選挙録を直接閲覧（又はそれらの写しを閲覧）することによって補うべきことを予定しているというべきである。

したがって、告示事項でなければ法が公にすることを予定している情報ではないと断ずることは適当ではない（[[3]の3]に同旨）。

例えば、投票総数や有効投票数や無効投票数の内訳や各候補者の得票数は告示事項ではない（特に、次点落選者の氏名及び得票数は告示事項ではないだけでなく、選挙の種類によっては当選者の得票数も告示事項ではない。）が、選挙人がこれを知りえないことを公選法が予定しているとは考え難い。そして、これらは、投票録・開票録・選挙録に記載されることが法定されているのであるから、選挙人の求めに応じてこれらの文書を公にすることは公選法が予定しているところである。

ウ しかも、[[4]_エ]記載のとおり、その様式は、緻密な考慮に基づいて（例えば、投票の秘密が守られるようにしつつ、選挙事務が「公明且つ適正」（公選法1条）に行われる（あるいは行われた）ことを選挙人が任意に確認できるように、即ち、過不足がないように記載事項を選定している。）全国一律に細かく法定されている（[公選法施行規則（昭和25年総理府令第13号）14条]並びに[別記24号様式（投票録の様式）]、[別記26号様式（開票録の様式）]及び[別記27号様式（選挙録の様式）]参照。そして、何を公にし何を公にしないかについての価値判断（少なくとも何を記録して公にするべきかの価値判断）は、この様式によって明示されている。）のであるから、選管が選挙人に対してこれらの開示を拒む理由はない。また、これらの文書はその性質上（緻密な考慮に

基づいて様式が定められている性質上)、その全部をありのまま開示されるべきであって、それらに記載された情報の一部を隠蔽(黒塗り)して不開示とすることは、これらの文書の価値を大きく毀損することとなり、適当でなく、一部であっても隠蔽(黒塗り)すべきではない。また、公選法はこれらの文書(又はその写し)を完全な形で公にすること即ちその全部をありのまま閲覧せしめることを予定しているから、これらに記載された情報を別の様式で公表することをもって、その全部をありのまま開示しないこと(法定の様式による開示をしな)を正当化することはできない。

エ 加えて、例えば、選挙の効力に関する異議の申出、審査の申立て及び訴訟の権利は、選挙人一般に広く認められており(公選法15章(争訟))、これら争訟は、当該選挙を管理する選管が認定した選挙結果に対するものであるところ、その選挙結果は、投票録・開票録・選挙録及び告示等によって示されているところ、前述のとおり、これら争訟において重要な情報である投票総数や有効投票数や無効投票数の内訳や各候補者の得票数は告示事項ではない(特に、次点落選者の氏名及び得票数は告示事項ではないだけでなく、選挙の種類によっては当選者の得票数も告示事項ではない。)から、少なくともこれらの争訟の前提として、全ての選挙人が投票録・開票録・選挙録(又はその写し(なお、千葉県情報公開条例16条(開示の実施)1項但書は「ただし、実施機関は、公文書の開示をする場合において、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。」と定めている。))を任意に閲覧しうることが必要であり、法はこれらの文書を公にすることを予定しているというべきである。

(3)の6 [条例7条2号但書ア]該当性について_その7

①立会人の情報を公表又は開示している地方公共団体が複数あること、②当該選挙にとどまらず直近の選挙でも公表又は開示が継続されていることから、これらの公表又は開示により立会人の権利利益が侵害されたとは思われず、また、このような侵害報告は請求人において不知であること、③開示に係る公職選挙は条例事項ではなく法律事項であること(=千葉県独自の行政施策に関する千葉県独自の行政文書ではなく法律に基づく事務に関する法律に直接規定された行政文書(投票録につき[公選法54条]、開票録につき[同法70条]、選挙録につき[同法83条]並びに投票録・開票録・選挙録に関する公選法施行規則及び公選法施行令の各条項)であること)、④情報の開示はその性質上開く方に一致させることが合理的である(同一の行政文書について、ある団体に開示される情報を他の団体に

不開示としても不開示の実効性がないことから、閉じる方に一致させることは無駄であり不合理であって、開く方に一致させることが合理的である）ことから、[条例7条2項但書ア]に該当し、開示するべきであると解することには許容性があり、そのように解するべきである。

(4) [条例9条]該当性について_その1

ア 公職選挙制度は、現行憲法が規定し期待する種々の制度の中でもその根幹をなすものの一つであって、公職選挙制度を欠けば、現行憲法が規定し期待する他の制度も成り立たず、現行憲法体制が機能しなくなり、「日本国民（が）正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、その福利（を）国民が享受する」ことが不可能になることは明らかである（[憲法前文，15条1項，同3項，同4項，43条，44条，及び47条]参照。）。

本件公文書の開示不開示の決定においては、本件公文書が公職選挙制度に係る文書であって、公職選挙を「公明且つ適正」（公選法1条）に行うべきことを定めた公選法に係る公文書であることを、特に重視するべきである。

従って、公職選挙を「公明且つ適正」（公選法1条）に行うべきことを定めた公選法に係る公文書の開示については原則として「公益上特に必要がある」と推定するべきであり、この推定を遮断する特段の事情がない限り[条例9条]を適用して、処分庁はこれらの情報を全部開示する決定をするべきである。

イ 即ち、公職選挙を「公明且つ適正」（[公選法1条]）に行うためには、その執行に係る全ての情報を国民が知ることが保証されていること（選挙事務に不正や誤りがないことを国民が任意に確認できることを含む。）が重要であるから、行政事務のうち特に選挙事務については、その職務の性質・軽重によらず、これに係る全ての情報を国民が知ることが保証されていることが必要であり、これらは選挙事務に係る公文書に端的に表れるから、[条例9条]を適用して、選挙事務に係る公文書は全て開示するのが適当である。

ウ なお、本件公文書が選挙事務に係る公文書であるにもかかわらず、本件部分開示決定において、[条例9条]について検討した形跡がなく、その不開示理由欄で[条例9条]に言及しないのは不適當であった。

エ なお、選挙人の投票の秘密（[憲法15条4項]及び[公選法52条]）については、公職選挙法に係る公文書を全て開示してもこれが守られるように巧みに制度設計されており

(※) , 本件公文書の開示によりこれが侵される虞(おそれ)はない(即ち, 開示によって[憲法15条4項]及び[公選法52条]並びに[憲法15条4項]及び[公選法52条]の趣旨及び精神に反する事態にはならない。)

(※) 公職選挙法に係る公文書を全て開示しても選挙人の投票の秘密([憲法15条4項]及び[公選法52条])が守られるように巧みに制度設計されていることについて, 少なくとも, 公職選挙法に係る公文書の内, 「投票録」及び「開票録」については, 一の選挙人自らの利益のために代理投票をした選挙人, 若しくは投票用紙の再交付を受けた選挙人, 又は選挙人団の利益のために自らの責任と判断とに基づいて自ら望んで「投票箱に何も入っていないこと(令34条)」を確認した選挙人等を除いて, 選挙人の氏名は記録されていない。

しかも, これらの選挙人(但し, 選挙人団の利益のために自らの判断と責任とに基づいて自ら望んで「投票箱に何も入っていないこと([令34条])」を確認した選挙人を除く)について, その氏名以外の個人情報(例えば, 選挙事務において選挙権の有無の確認に必要かつ重要な情報である, その性別・生年月日・住所等)が, 「投票録」に記録されているわけではない。

なお, 選挙人団の利益のために自らの判断と責任とに基づいて自ら望んで「投票箱に何も入っていないこと([令34条])」を確認した選挙人については, その責任の大きさから, 特にその公務が「公明且つ適正」([公選法1条])に行われたことを, 選挙人団に周知するため, あるいは, 選挙の不正や誤りの疑いが生じた際に, 選挙人団が当該選挙人に対して速やかに法的責任を追及できるようするため, その氏名及び住所を「投票録」に記載すべきである(例えば, [公選法237条]違反の刑事告発の際に, 被疑者たる当該選挙人の住所が必要である。なお, この場合でも, 当該選挙人の投票の秘密([憲法15条4項]及び[公選法52条])や投票の自由が侵されることはない。加えて, 住所を秘匿したい選挙人をして, 当該投票区の選挙人団を代表して「投票箱に何も入っていないこと([令34条])」を確認せしめて大きな責任を負わせる必要はなく, 住所を秘匿したい選挙人を最初に投票させる必要もない。)

そして, 代理投票や投票用紙の再交付については, 不正や誤りが生じやすいことから(※※), その疑念を生じないように選挙人団のために, 特にこれらの事実を「投票録」に記録して開示することとしたものであり, これらの措置を受けた選挙人の氏名及びその事実については, むしろ積極的に開示して, これらの措置が「公明且つ適

正」（[公選法1条]）に行われたことを、選挙人団に周知することが望ましい。

仮に、当該例外的措置を受けた選挙人が、当該例外的措置を受けたこと自体を秘匿したい場合であっても、当該一の選挙人の情報を秘匿する私益（又はこれを認めないことにより生じる損害）と、当該例外的措置が「公明且つ適正」（公選法1条）に行われたことを選挙人団が知ることを保証される公益（選挙事務に不正や誤りがないことを国民が任意に確認できる利益を含む。）（又はこれを認めないことにより生じる疑念や損害）とを比較すれば、憲法及び公選法の精神に照らして、後者が優先することは明らかである。

なお、これらの措置を受けた選挙人の氏名を開示しても、これらの選挙人がいずれの候補者に投票したか（あるいは無効投票をしたか）を他人が推知することはできず、開示によって[憲法15条4項]及び[公選法52条]並びに[憲法15条4項]及び[公選法52条]の趣旨及び精神に反する事態にはならない。

(※※) 不正や誤りが生じやすい手続きについて、例えば[最高裁昭和37(オ)697_昭和37年12月26日第二小法廷判決・民集16卷12号2581頁]は、次のように述べている。

「選挙の投票は、選挙人が選挙当日投票所に赴き投票するのが原則であり、公職選挙法は不在者投票を例外的に規定しているのであるが、不在者投票制度は、ややもすれば不正行為の手段に利用される虞(おそれ)もあるのであつて、法令がその手続きについて相当厳密な規定を定めているのもそのためと解すべきである。不在者投票に関する規定は、所論のように軽々に考えるべきではなく、その違反は、場合によつては選挙全部の無効原因にもなり得るものといわなければならない。」

従って、代理投票や投票用紙の再交付についても、同様に、例外的に規定された手続きであつて、不正や誤りが生じやすく、その疑念を生じないように、それらの例外的措置に係る選挙人の氏名及びその事実を「投票録」に記録し開示することとしたものである、と解すべきである。

(5) [条例9条]該当性について_その2

ア 1947年05月03日に現行憲法が施行され、この日を境に、主権は天皇（皇祖皇宗，昭和天皇陛下，及び万世一系の皇孫を含む。以下同じ。）から国民に移行した。そして、あらゆる「公のもの」は「天皇のもの」から「国民のもの」になり、国家及び地方自治体が保有するあらゆる情報は「天皇のもの」から「国民のもの」となった。従って、国家及び地方自治体が保有するあらゆる情報は、審査請求人のものであり、審査請求人がそ

の持分に応じてその全部を使用できるはずものである。

加えて、この日を境に、公務員は「天皇の臣下(しんか)・家来(けらい)」から「国民全体の奉仕者」になった。従って、公務員は審査請求人に対して奉仕すべき者であって、審査請求人はその主人である。従って、主人たる審査請求人はその持分に応じてこれら奉仕者の全部を使用できるはずである。

しかるに、本件情報開示制度の運用は、主人が自分のものを見るために予め奉仕者にお伺いを立てなければいけないことになっており、しかも、見ることができるか否かを最初に決めるのは奉仕者であって、14日待たされた挙句、主人は自分のものを見ることすら許されず、この決定を覆すためには更なる手続き（審査請求や訴訟等）が必要になるというのである。しかも、奉仕者は、主人自身がアクセスできない主人の情報にも任意にアクセスできるというのであるから、国民主権とは名ばかりでその実は公務員主権であって、このような情報開示制度の運用は、現行憲法の理念とは異なったものである（※）。

ただし、その原因が担当公務員個人にあるのか内規や慣例にあるのかは審査請求人には不明である。

本件担当公務員は、内規や慣例に過度に囚われることなく、[条例9条]を積極的に活用する等して、現行憲法の理念に基づいた情報開示制度の運用をするべきである。

（※） 「国民主権」・「天皇主権」・「公務員主権」について、審査請求人は次の通り考える。

旧憲法下の公務員は天皇の臣下・家来であって、その職務遂行に係る内規や慣例は、天皇主権を実現するために最適化されたものであった。そして、その公務員が天皇に忠実である限りにおいて、公務員は天皇と一体でありその内部において公務員と天皇の上下関係は明らかであるから、「天皇主権」と「公務員主権」とを区別する必要はないし、「公務員主権」は「天皇主権」を実現するための手段として正当であった。

しかしながら、上記の通り、1947年05月03日に現行憲法が施行され、この日を境に、主権は天皇から国民に移行したのであるから、仮にこのような内規や慣例が温存されれば、公務員の職務遂行において新たな主権者たる国民との間で無理・矛盾が生ずることは容易に想像できる。

無論、旧憲法下で成立・蓄積された内規や慣例が、現行憲法の理念と矛盾せずかつ今日でも有用なものものが圧倒的に多いことから、審査請求人は、旧憲法下で成立・

蓄積された内規や慣例を直ちに否定するつもりは無い。

しかし、旧憲法下の内規や慣例の内、現行憲法の理念と抵触する部分については、これを破棄又は変更するべきである。そして、本件情報公開制度に係る諸規定及びその運用は、現行憲法の理念と抵触するような旧憲法下の内規や慣例の影響を強く感じさせるものである。従って、原処分において、旧憲法の理念に基づく内規や慣例に拠っている事項については、これを破棄又は変更するべきである。

イの1 なお、本件担当公務員が参照したと思われる「情報公開事務の手引（令和2年（2020年）版_千葉県総務局総務部政策法務課市政情報室_編集・発行）」（以下「千葉市事務手引」という。）には、担当者の学識（学力・知識）・経験によっては、条例（及び密接する法律）の文言を離れた行政担当者独自の解釈を許すような記述があるため、本件審査庁の担当公務員は、これに類似する制度を定めている[行政機関の保有する情報の公開に関する法律]（以下「情報公開法」、「公開法」又は「法」という。）（なお、[条例7条2号ウ]は、この法律の[5条1号ハ]を直接引用している。）及びその運用基準を定めている[行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（総務省）]（以下、「情報公開法審査基準」、「公開法審査基準」又は「法審査基準」という。）をも参照するべきである。

イの2 例えば、[条例7条2号]は[法5条1項]に対応し、条例及び法は同様の基準で（又は、より広い開示を認める基準に揃（そろ）えるべく）開示不開示の決定をすることを規定し期待していると考えられる（無論、本件については、[条例7条2号]を適用するべきであって、[法5条1項]を適用する必要はないが、これら2つの規定の成立の経緯や依存・参照関係（例えば、[条例7条2号ウ]は[法5条1号ハ]を直接引用している。しかも、[条例7条2号ウ]は[地方公務員法2条]及び[同法3条3項3の2号]を直接引用せず、敢えて[情報公開法5条1号ハ]を経由して[地方公務員法2条]及び[同法3条3項3の2号]を参照しており、公開法の解釈が条例の解釈に及ぼす影響大なることは明らかである。）に鑑みれば、少なくとも開票立会人の氏名については、条例及び法が同様の基準で（又は、より広い開示を認める基準に揃（そろ）えるべく）開示不開示の決定をすることを規定し期待していると考えられるべきである。）。そして、[千葉市事務手引_7条2号_趣旨及び解釈_10_(3)及び(4)]は[公開法審査基準_第3_1_(4)_エ]に対応すると思われる。

従って、条例及び法の適用に際し、[千葉市事務手引]又は[公開法審査基準]のいずれか一方のみに拠った場合であっても、立会人の氏名の開示不開示についてはその結論が

一致すべきもの（又は、より広い開示を認める基準に揃(そろ)えるべきもの）であるところ、それぞれ次のように微妙に異なる記述がされているため、一方のみを参照すると、本件審査庁の担当公務員の学識（学力・知識）・経験によっては、開示不開示の結論が異なる不都合な結果を招く可能性があることに留意すべきである。

㉞ [情報公開事務の手引（令和2年（2020年）版_千葉市総務局総務部政策法務課市政情報室_編集・発行）]_[7条2号_趣旨及び解釈_10_(3)及び(4)]の記述は次の通りである。

「(3) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の「氏名」については、本号ただし書のアの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定により開示・不開示の判断を行う。」。

「(4) 公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、それが他の不開示情報に該当する場合には、不開示とされることとなる。」。

㉟ [行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（総務省）]_[第3_1_(4)_エ]の記述は次の通りである。

「エ 各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするものとされている。このため、行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法第5条第1号ただし書イ）に該当することに留意する。

なお、人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関により作成され、又は行政機関が公にする意思をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合にも、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。」。

イの3 このように、[公開法審査基準_第3_1_(4)_エ]は[千葉市事務手引_7条2号_趣旨及び解釈_10_(3)及び(4)]より丁寧な記述になっており、担当者が誤った解釈をする余地が小さい。

なお、前記[[条例7条2号但書ア]該当性について]の項で述べたとおり、立会人は「補助的業務（のみ）に従事する職員」ではなく、かつ、その氏名は「職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」であって「行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員」であるから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、この[公開法審査基準_第3_1_(4)_エ]に拠れば、立会人の氏名は当然開示されることとなる。

そして、担当者の学識（学力・知識）・経験によっては、[千葉市事務手引]の記述のみから[公開法審査基準]の記述と同様の基準を読み取ることができ（又は、[公開法審査基準]を参照するの必要を感じて自主的に調査して同様の基準に拠るべきことを理解し）、立会人の氏名は当然開示されたはずである。

しかしながら、現実にはそのようにならず、原処分庁は立会人の氏名を不開示とした。その原因が担当公務員個人にあるのか内規や慣例にあるのかは審査請求人には不明である。

ウ その他の事項についても、審査請求人と原処分庁との見解が異なる場合には、同様に、「条例（及び密接する法律）の文言を離れた行政担当者独自の解釈又は当該行政機関独自の解釈」に囚（とら）われることなく、本件条例の文言に類似する他の自治体の条例の文言及び国の法律の文言、並びにその解釈基準、並びに他の自治体及び国の同種の開示請求に係る処分及び不服審査情報、並びに裁判情報を参照した上で、[条例9条]該当性について検討し、最終的には現行憲法の理念に基づいて、本件条例と本件処分の適合性の審査をするべきである。

3 選挙人について .

(1) a投票箱に何も入っていないことを確認した選挙人、b代理投票をした選挙人、c仮投票をした選挙人、d不在者投票の投票用紙及び封筒を返還して投票した選挙人、及びe投票用紙の再交付を受けた選挙人に関する情報が、本件処分で不開示とされたが、これら選挙人は当該選挙で自己の責任と判断とに基づいて選挙人団の利益のために自ら望んで特別な公務を担（にな）った選挙人（[a]）又は自己の責任と判断とに基づいて例外的措置を受けた選挙人（[b]乃至[e]）であること、本件公文書は公職選挙制度に係る文書であって、公職選挙を「公明且つ適正」（公選法1条）に行うべきことを定めた公職選挙法に係る公文書であることに鑑み、[条例9条]を適用して情報を開示するべきであり、その理由は、[2_(4)], [2_(5)_ア]及び[同_ウ]と同様であるから、これを引用する（[b]乃至[e]について

は、特に[2_(4)_エ]参照)。

(1)の2 加えて、投票録に記載された選挙人の情報については、投票録(又はその写し)を完全な形で公にすること即ちその全部をありのまま閲覧せしめることを公選法が予定している(即ち、何を公にし何を公にしないかについての価値判断(少なくとも何を記録して公にするべきかの価値判断)は、この様式によって明示されている。)ことから、[条例7条2号但書ア]に該当して開示されるべきであり、その理由は[第9_2_(3)の4]及び[同_(3)の5]と同様であるから、これを引用する。

(2) なお、審査請求人は、本件開示請求において、例えば「選挙人名簿」の全部の開示を求めているわけではなく、従って、少なくとも本件公文書の全部の開示を求めることについて不合理な事項は無い。

(審査請求人) では、ゆっくりと読み上げたいところは、稲毛区の事例、もうご存じかもしれないのですけれども、証拠書類の提出書その3をご覧ください。すみません。先ほども言ったのですけれども、このコンピューターにUSBメモリが差せないで画面共有でお見せする予定だったのですけれども、見れないので繰り返しますと、「証拠説明書兼証拠書類提出書_その3」というのをご覧ください。

それで、これは過失による誤りと故意の不正があるのですけれども、「4号証の3」及び「4号証の4」については、これは明らかな故意の不正で、今度は具体的に中のデータをこの審査会の席で、委員の先生に目を通していただきたいということで、4の3については、A4の2枚になっているので、今、細かくご覧になる時間はないかもしれないのですけれども、大体書面の体裁などをご確認いただいて、審査の上で必要があれば、後でゆっくりお読みいただきたい。

それから、4の4に関しても同一の事件に関する続報なのですけれども、これも書面の体裁を直接、目でご確認いただいた上で、審査で必要であれば後でゆっくり読んでいただきたいというふうに思います。これが令和元年の4月の統一地方選挙での出来事だったのです。

私が本件で開示請求をしているのは、この3か月後の参議院選挙になるのですけれども、このような事件がありますと、やはり情報はなるべく開示したほうがよいのではないかとというような考えにどうしてもなってしまいます。仮に情報が開かれたとしても、このようなことが、もう繰り返し繰り返し起こっておりますので、なおさらこれを閉じるわけには

いかないというのが私の考えです。

一応、読みますと、「立証趣旨」のところですか。すみません。戻っていただいて、「証拠説明書兼証拠書類提出書_その3」、もう既にご覧いただいたものなのですからけれども、その「4号証の1」の(4)のところには「立証趣旨」というのがありまして、これは千葉市の事例全部に関わってくるものなのですからけれども、改めまして、1ページの「4号証の1」の(4)「立証趣旨」のところですか。「本件処分庁の選挙手続で選管職員の誤り(過失によるもの)や不正(故意によるもの)」、この「誤り」とか「不正」とか、この語彙に関しては私が勝手に使ったもので、別の定義があるかもしれません。「が、現に存在すること及びその数を減ずるために選挙人が情報公開制度等を通じて選管及び選挙事務従事者を監視し又は選挙事務を検証することにより、「公明且つ適正」(公選法1条)な選挙の実現を図ろうとすることに合理性があること」、で、これは情報公開していく、開く方向にぜひ使っていただきたいデータです。

次に、同じく「証拠説明書兼証拠書類提出書_その2」です。類型としては、今、ご覧いただいたものが「その3」なので、「その2」をご覧いただきたいと思います。

「証拠説明書兼証拠書類提出書_その2」。これも同じような形状で、1ページ目の「3号証の1」のところに、この「3号証」全体に係る「立証趣旨」が書いてあるので、これも発音させてください。

1ページの「3号証の1」の(4)「立証趣旨」、。「立会人の情報を公表している地方公共団体が複数あること」ということで、事務局の機転で、直接データを自治体のウェブサイトまでアクセスしていただいて、紙データを、電子データではなくてお配りいただいているということなので、これもぜひご覧ください。電子メールで送ったのですけれども、うまく受信ができなかったそうです。

もし必要があれば、先ほどのコロナの件の委員の意見があったのは、世田谷区なのですからけれども、世田谷区もしっかりこれ情報を開いていまして、開示ではなくて自ら公表していて、立会人だけでなく、選挙のかなり詳細なデータまで載せておりますので、選挙事務というのはこういうものだということを私は認識しているということをお伝えしたく、証拠として出しました。

それから、最後になりますが、今、「証拠説明書兼証拠書類提出書_その2」をご覧いただいているのですけれども、「その1」に当たるものです。これは「その2」、「その3」を予定していなかったもので、「その1」という記述はないのですけれども、同じ類型

のものの、実質的には「その1」に当たるもので、令和3年6月10日木曜日付で出した「証拠説明書兼証拠書類提出書」というものです。これも、「立証趣旨」を発話させてもらいます。

これは「2号証」のところに「立証趣旨」がありまして、「立証趣旨」。審査請求書、この当時は2021年5月3日改訂版だったのですが、今は2022年1月18日改訂版になっているのですけれども、番号はこの後の(3)の1というのは変わっていません。番号はずらさないように、反論をしやすいように、ずらさないようになっています。

(3)の1_エ「条例2号但書ア該当性について」に関して、公職選挙を「公明かつ適正」に行うために（又は行われたことを選挙人が確認することを可能にするために）公選法（及び情報公開条例）が「予定」（条例7条2号但書ア）する個人に関する情報の開示の程度を示す例として（なお、本書類は、公職選挙法189条及び192条等の定めに従い特定の党派に所属する公職の候補者（公選法3条に定義されている公職の候補者の出納責任者（出納責任者は公選挙第180条に定義される。））が作成し、開示された選挙運動費用収支報告書の一部であり、公職選挙に係る非公務員である個人に関する情報として64人分の「寄附日、寄附金額、住所（番地、建物名、部屋番号等を含む。）、氏名、職業」が記載され、公開されている。そして、同書類は、公職選挙に係る非公務員である個人に関する情報の開示の程度を示す書類ではあるが、本件開示請求文書に記載された情報は、公職選挙に係る公務員である個人に関する情報であるから、公選法（及び情報公開条例）がその開示を「予定」（条例7条2号但書ア）する程度は同書類で示される非公務員のそれと同等以上であることは明らかであるということをお願いする書類です。

主に論点になっているのは、立会人、投票立会人、開票立会人なのですからけれども、非公務員の一般人で、職業や住所まで、広く開示されているので、それを思えば、立会人は、当然、開示されてしかるべき。しかも、開票立会人、投票立会人に対しては、住所を別に明かせと言っているわけではありませんし、一般の選挙人、特殊な取扱いを受けた選挙人に関しても、1類型を除いて住所が明かされているわけではないので、もう「開票録」、「投票録」、「選挙録」に関しては一体として、そのままの形で開いていただくのがよいのではないかというふうに思っています。

それらの書類というのは、様式が、公職選挙法、施行令、施行規則とあるのですけれども、規則のほうで非常に細かく決まっています、もう、その段階でこれは見せるものだと、積極的に公表するか否かはともかく、求めがあれば開示すべきものとして定まっている

ように私は感じています。そこに特殊な取扱いを受けた選挙人の名前を書くことになっている以上、それは開示してしかるべきかというふうに思います。

それから、口頭意見陳述、審査庁のほうです。選管とお話させていただいたときに、これを開いたときに実害はあるのかというような質問をしましたが、特にそのようなことは直ちには思いつかないけれども、一応、規定上、このように解釈できるので部分開示としたというようなお話がありました。

なので、ぜひ審査会の委員の先生方には、その規定の解釈だけではなくて、その立法事実というか、背景というか、基本的には困ることがなければ開いたほうがよいと思うので、もし開かないという判断をなされるのであれば、こういう実害があるので開かないということまで考えていただけたらありがたいと思います。

ちなみに、投票箱が空であることを確認した選挙人ですね、その投票日の最初に投票する選挙人は、投票箱が空であることを確認する制度があるのですけれども、それに関しては、むしろ、一番乗りの選挙人というのは名誉なことで、名前を開いて欲しいのではないかとすら思うのですね。

私、10月31日の直近の衆議院選挙の際、自分の投票所、7時よりも早めに行ったのですけれども、もう列をなして、1番を引いた人はかなり名誉な感じで喜んでいらっしやっただけで、5分、10分ではないのですよね。もう15分ぐらい前に来て、私も実はその空箱確認したかったのですけれども、できなかつた。私だけではなくて、稲毛区で、若者で初めて選挙に行くという方も、1番で空箱確認したいという方がいたのですが、その方もさらに前に並んでいた人がいて、空箱確認できなかつたというのをSNSで発信などされていまして、多分、「投票録」、「開票録」に書かれた選挙人に関しては、開いても文句は言わないどころか、喜ぶ人もいるのではないかなというふうには思います。

では、時間が来たということですので、ここで終わりにさせていただきたいと思います。

繰り返しになるのですけれども、もし、案文で私が述べていない、もしくは、審査庁が述べていない理由で不開示を維持すると、部分開示を維持するというのであれば、ぜひ複数回審査会を開いていただいて、案文提示ですね。案文提示が形式上、難しいということであれば、意見を聞くという形式で、ぜひ、審査請求関係者に意見を聞いていただければと思います。

すみません。どうもありがとうございました。

(鶴見会長) ありがとうございました。

ただいまの意見につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

(鶴見会長) それでは、これで審査請求人の意見陳述を終わります。

審査請求人はご退室ください。

(審査請求人) ありがとうございました。

(鶴見会長) また、以降の審議は、非公開となりますので、傍聴人の方々もご退室をお願いいたします。

(審査請求人及び傍聴人 退室)

◆諮問事項の審議 以下非公開